

告示

埼玉県告示第三百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール上尾

埼玉県上尾市愛宕三丁目千八百八番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

- (1) 畑医院交差点の右折が困難なため、大渋滞が見込まれることから渋滞緩和のため、信号を矢印式信号に変更を要望。
- (2) 「下上尾」バス停留所の位置が移設されたが、降りてすぐ側にバリエープラザの車両入り口があり、バス停車時に避けてきた車両と接触事故を起こす可能性が高いため、バス停の位置を元に位置に戻すよう要望。
- (3) 車両の出入庫が夜間でも確認できるようにしたいため、イオン上尾のストップ出入口箇所にパトランプの設置を要望。
- (4) 事故防止のため、出入口箇所に交通誘導員の常時配置を要望。
- (5) ブリッジが架かったことにより、バリエープラザの上尾のサイン（屋外広告）の視認性が悪くなったため、ブリッジにバリエープラザのサインの設置を要望。

二 縦覧期間

令和二年四月七日から令和二年五月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター